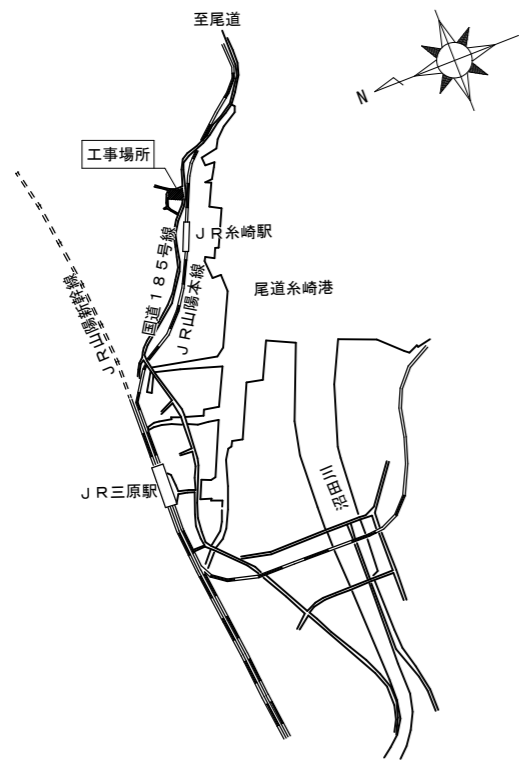


特記仕様書

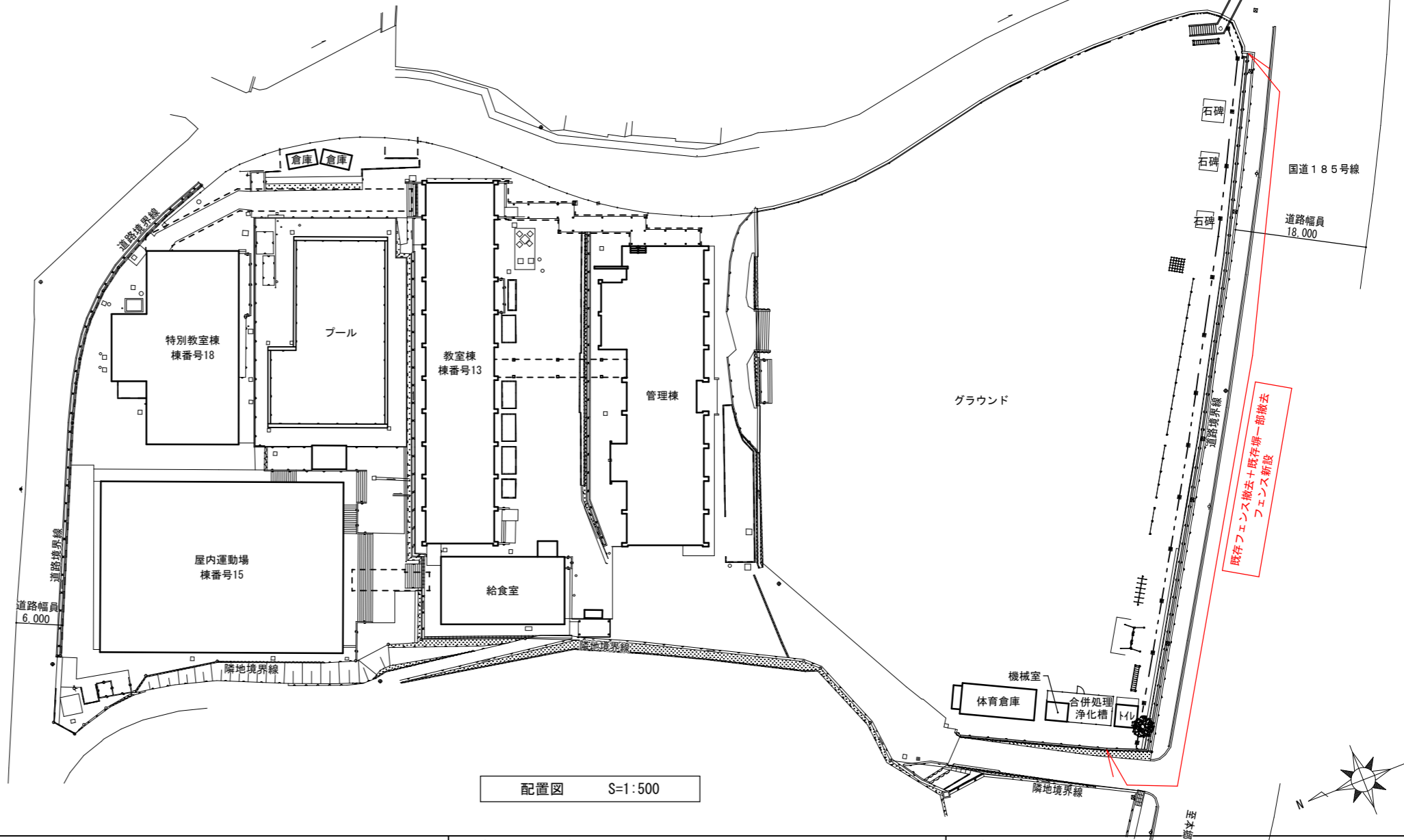
工事名称	糸崎小学校塀・フェンス改修工事
工事場所	三原市糸崎五丁目
工事内容	コンクリート塀及びフェンスの改修等を行う。
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書 (各 令和7年版 国土交通省官房官庁営繕部監修)に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 <ul style="list-style-type: none">・建築基準法、同施行令、同施行規則・消防法、同施行令・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則・建設業法、同施行令、同施行規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・石綿障害予防規則・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令・その他関係法令
工事保険等	受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に参加しなければならない。
疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負代金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。 商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。 設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和8年10月26日をもって工期とする。 このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。・本工事は「三原市週休2日工事等実施要領」（令和6年4月1日制定）の対象工事とする。・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。・デジタル化を積極的に推進すること。・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。

- ・学校等関係者の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水などを行い、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実にすること。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・メッシュフェンス・コンクリート塀解体時及び足場の設置・解体時は、国道に交通誘導員を配置して歩行者等の誘導及び養生を行うこと。
- ・材料及び産業廃棄物の搬出入時は、交通誘導員を配置して誘導を行うこと。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・工事車両は、場内を5 km/h以下で徐行すること。
- ・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて中和を行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算により責任を持って決定し、計画通りに施工すること。仮設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・工事は既設の塀又は新設の目隠しフェンスのどちらかが現存している状態で行い、児童や学校関係者・利用者が敷地から落下等することのないよう安全な工程を策定して進めること。
- ・国道に撤去物等が落下、飛散しないように適切な工法の選択及び養生を行うこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事を含むものとする。
- ・道路占用、道路使用、~~道路改築申請~~等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、可能な限り、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。
- ・広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。
- ・各工程の状況（写真、進捗率等を月2回程度）を工事中情報共有システムの連絡事項にて報告すること。
- ・工事書類については、工事中情報共有システムの決裁データ等を整理して、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。
- ・書面での提出が必要なもの（建退共の掛金収納書、試験結果、保証書等）については、PDFを工事中情報共有システムで提出し、別に書面提出ファイルとしてまとめて提出すること。
- ・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）

■施設名称	糸崎小学校
■場所	三原市糸崎五丁目
■工事概要	・既存コンクリート塀、及び、既存フェンス撤去 ・フェンス新設

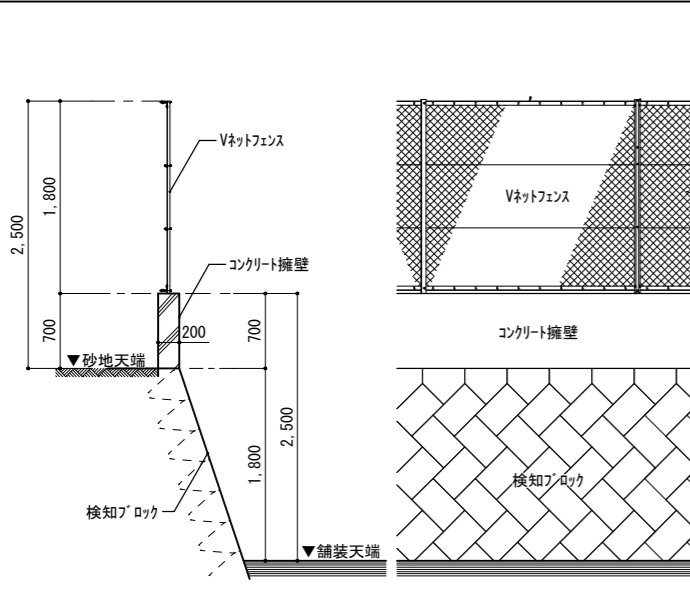


付近見取図

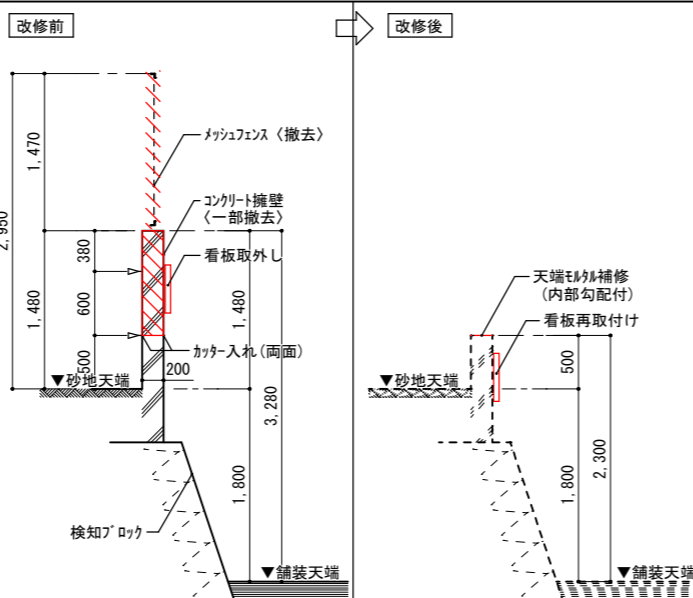


配置図 S=1:500

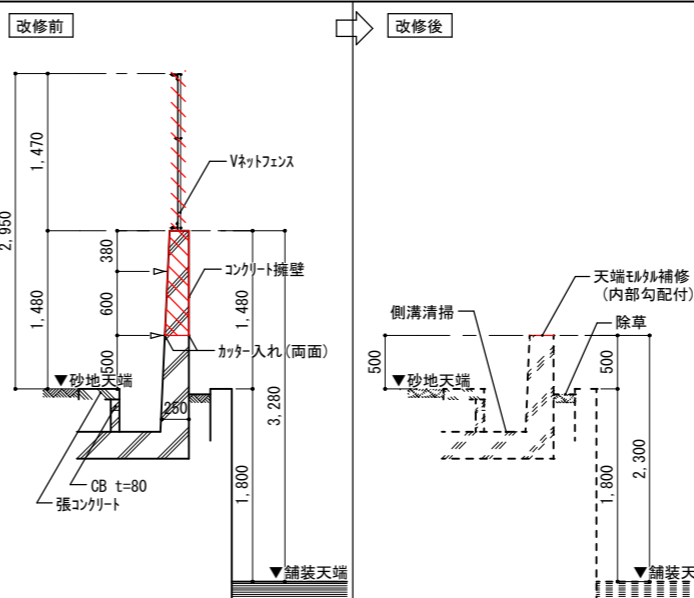
擁壁A 断面図 S=1/50



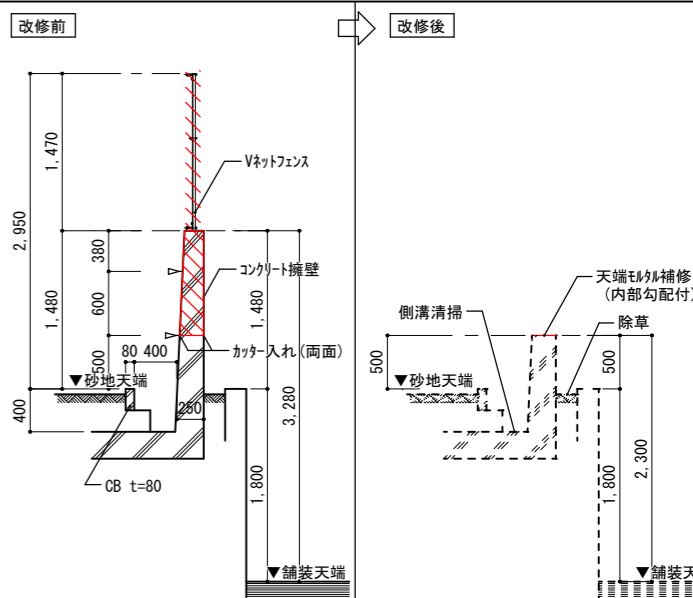
擁壁B 断面図 S=1/50



擁壁C 断面図 S=1/50



擁壁D 断面図 S=1/50

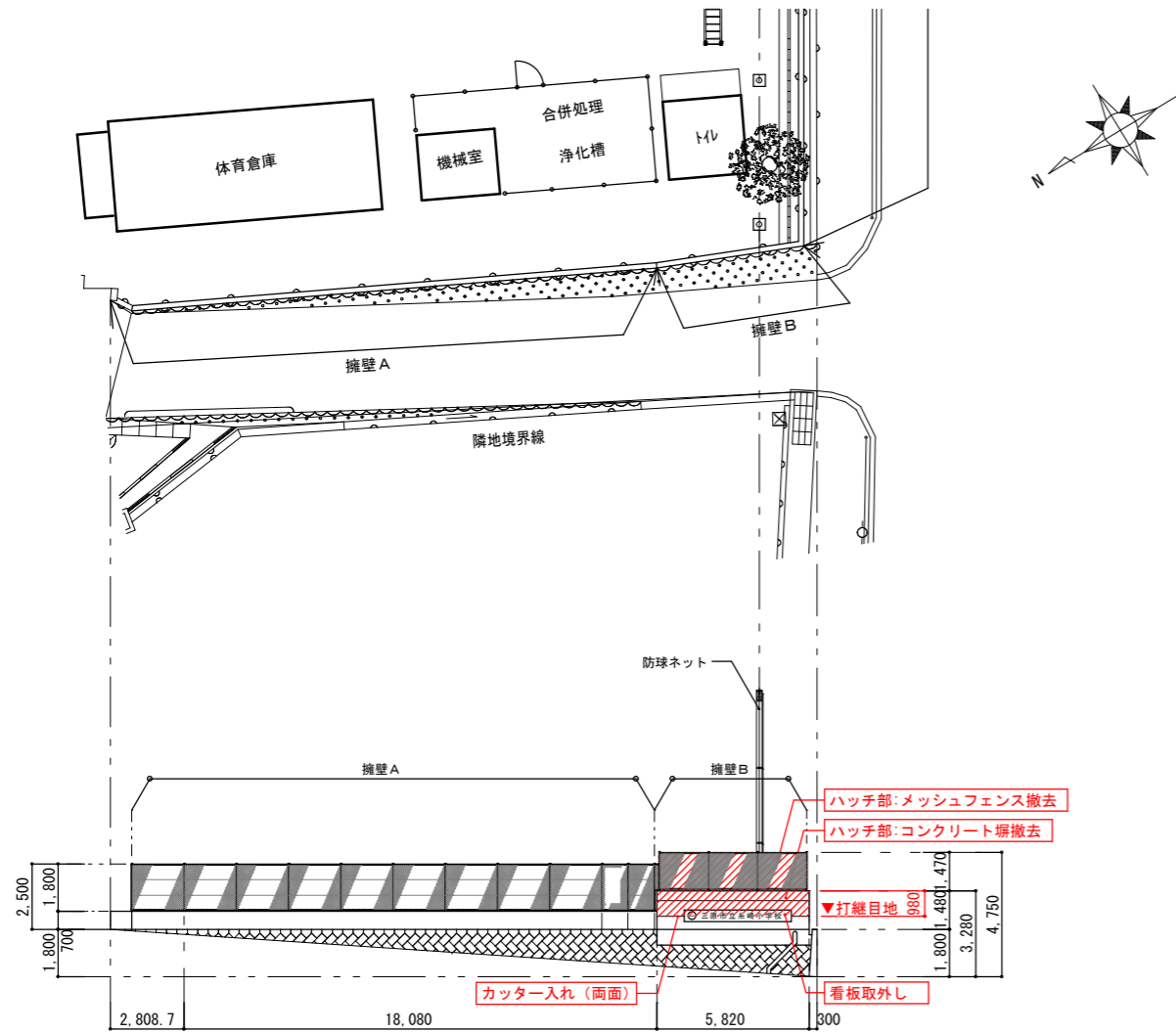
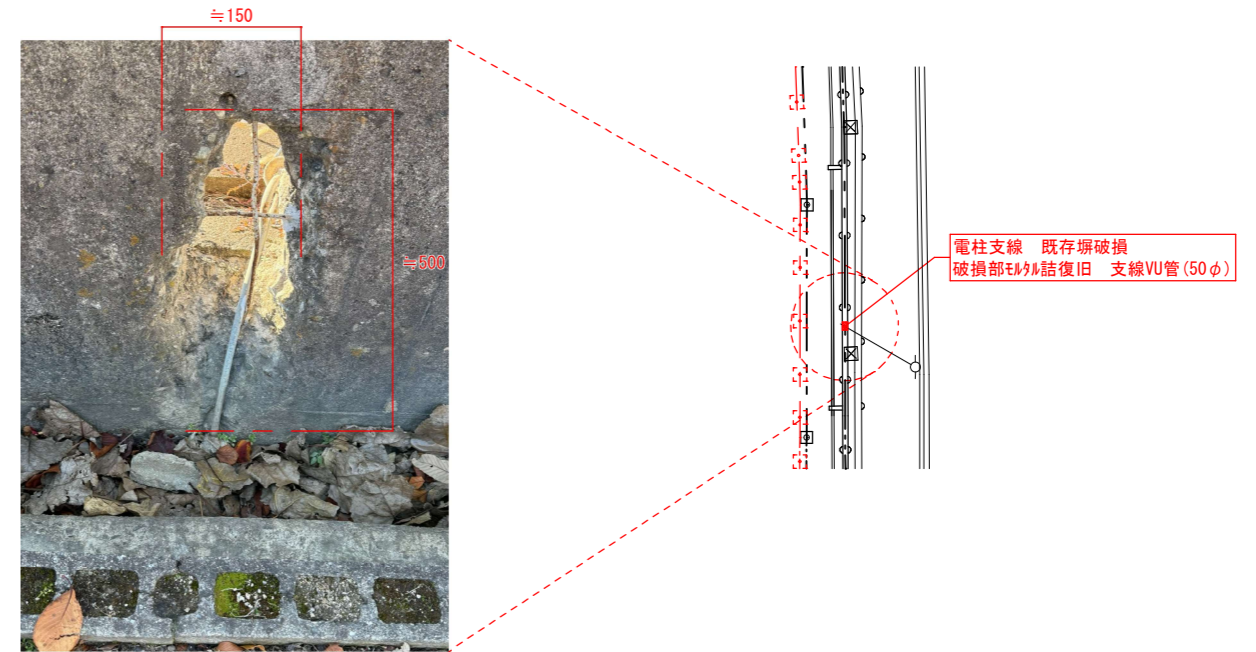


日付	・	備考	建築士登録番号・氏名 一級建築士事務所 協同組合 建築設計団SOU間 一級建築士登録 第234595号 前岡 正伸	工事名	糸崎小学校塀・フェンス改修工事	図面名称	付近見取図・配置図	縮尺	1/50 1/500	図面番号	A-02
----	---	----	---	-----	-----------------	------	-----------	----	---------------	------	------

改修前

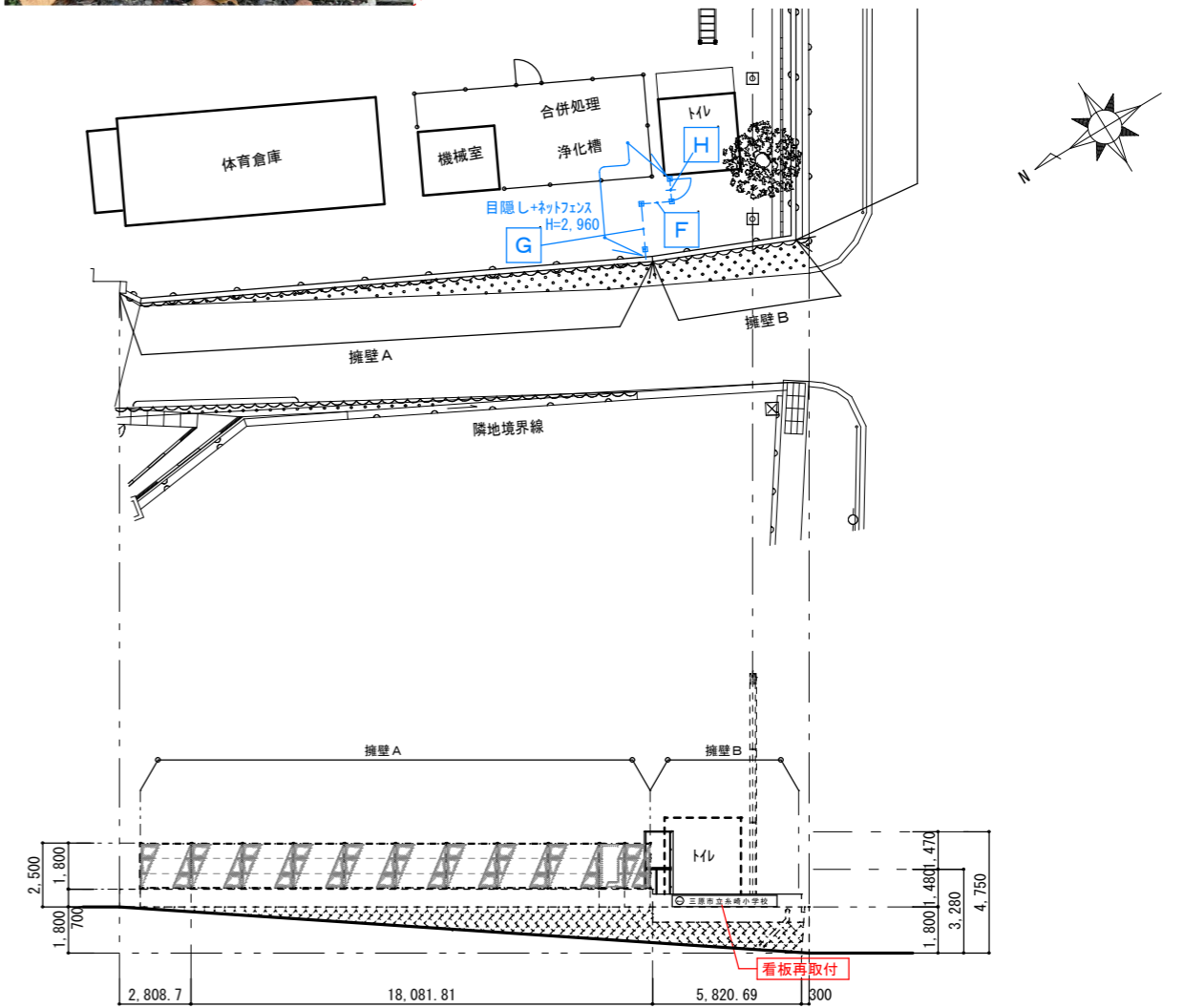


改修後



展開図 S=1:200

特記事項
 ・特記無き限り、既存のままとする。
 ・中木、丸太撤去は、GL-100程度まで撤去する。
 ※根は、残置しても良い。



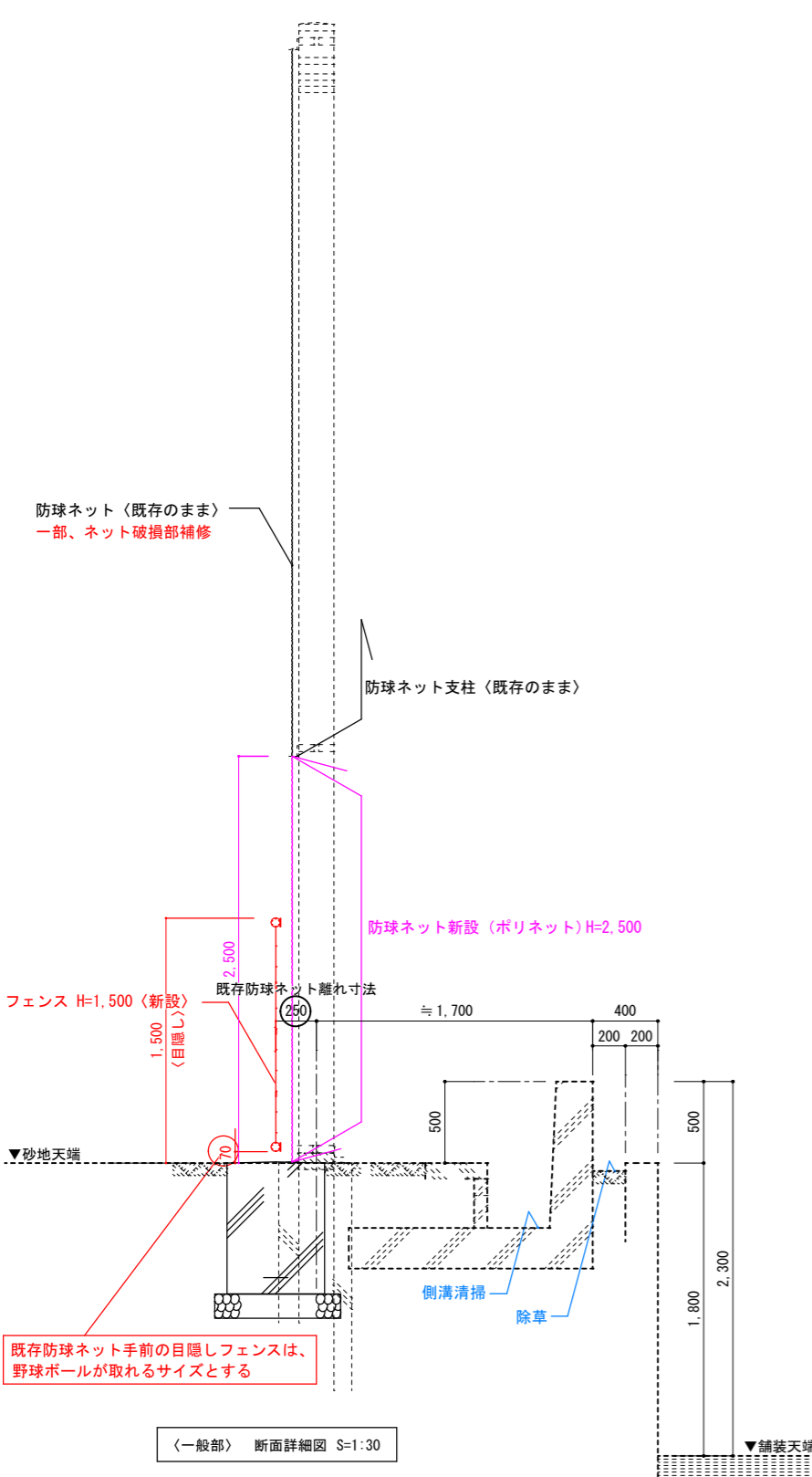
展開図 S=1:200

特記事項
 ・特記無き限り、新設フェンスは「一般部」仕様とする
 ・石碑、トイレ等、新設フェンス範囲は、現地寸法調査を実施し、フェンス設置位置の調整を図ること。

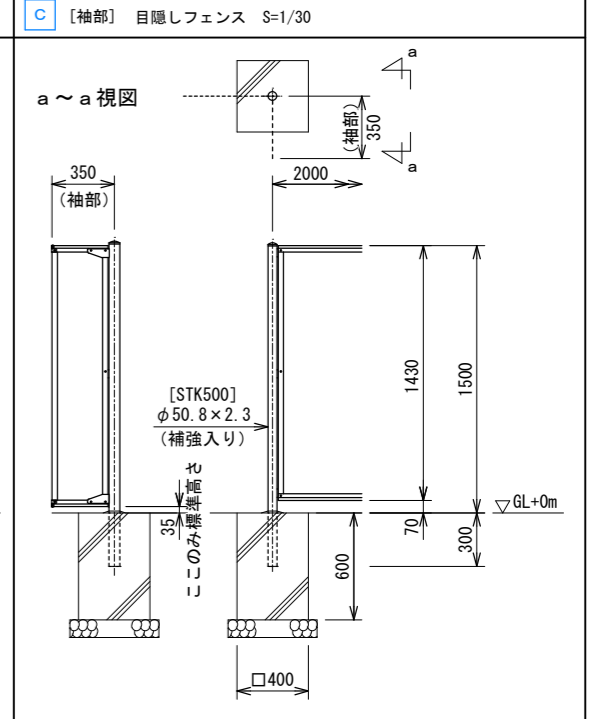
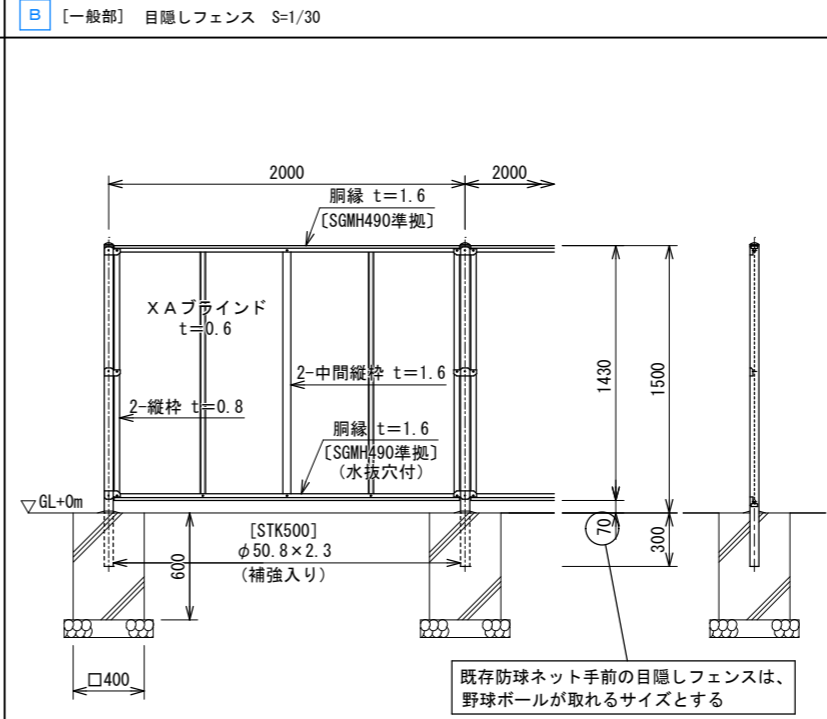
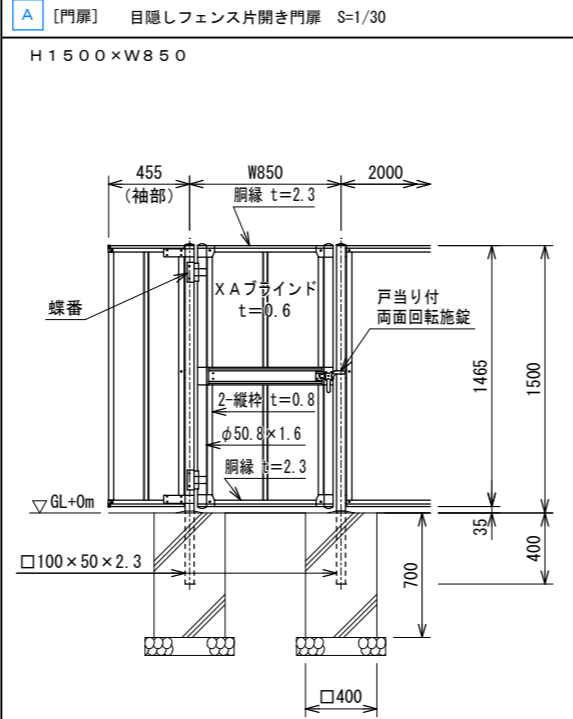
日付		備考	建築士登録番号・氏名 一級建築士事務所 協同組合 建築設計団SOU間 一級建築士登録 第234595号 前岡 正伸	工事名	糸崎小学校塀・フェンス改修工事	図面名称	平面図兼立面図(2)	縮尺	1/200	図面番号	A-04
----	--	----	---	-----	-----------------	------	------------	----	-------	------	------

【グラウンド側】

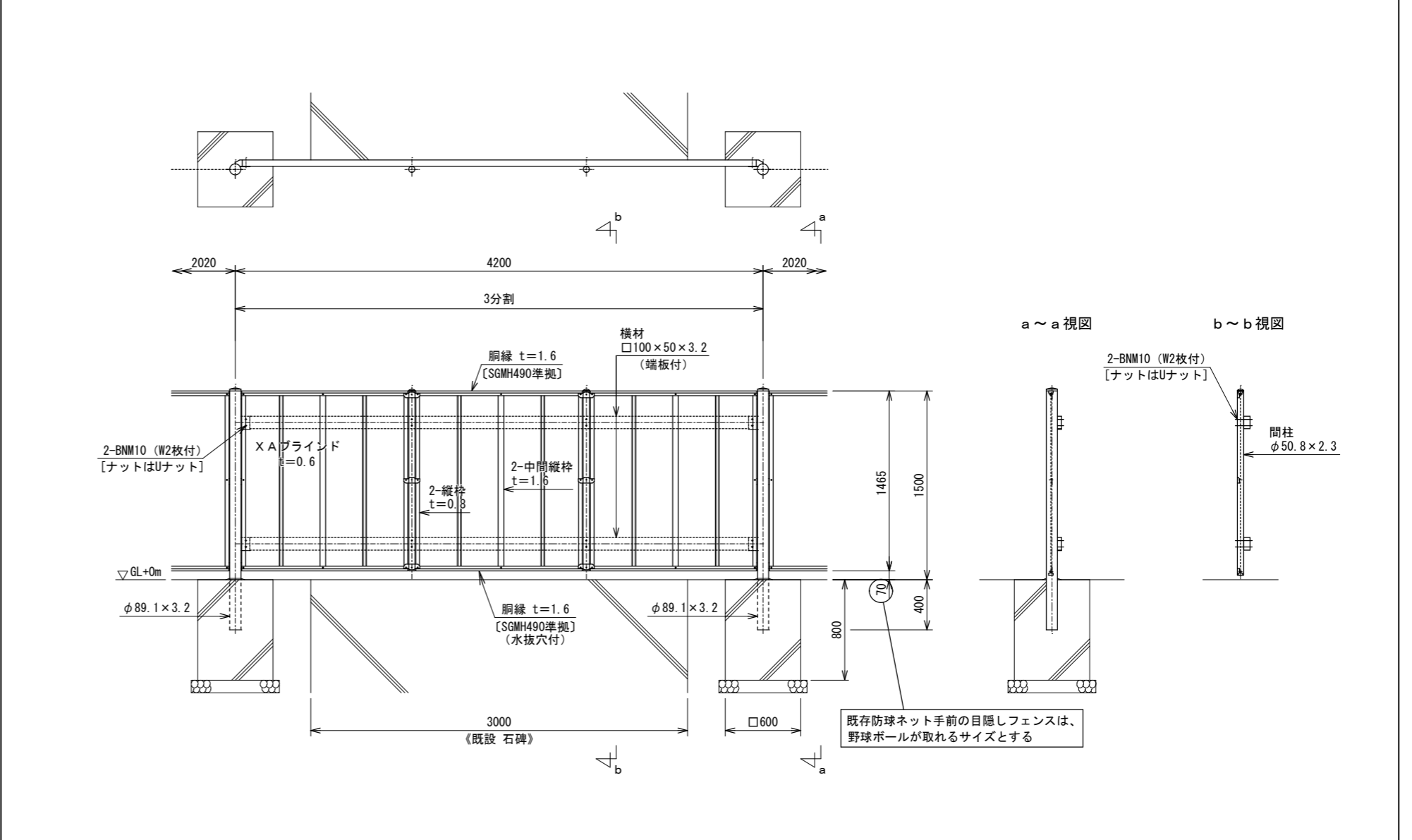
朝日フェンス工業(株) 目かくしフェンス XW-1500-M同等品
 (昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る)
 既製品標準割付をベースとすること。



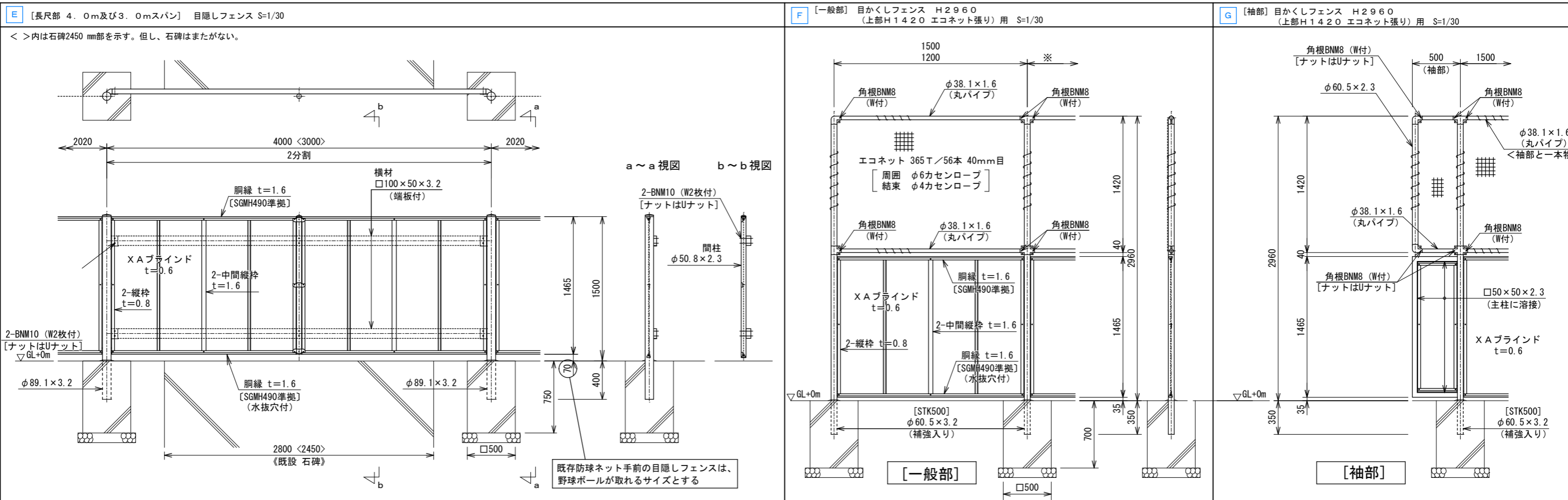
【一般部】 断面詳細図 S=1:30



D 【長尺部 4.2mスパン】 目隠しフェンス S=1/30

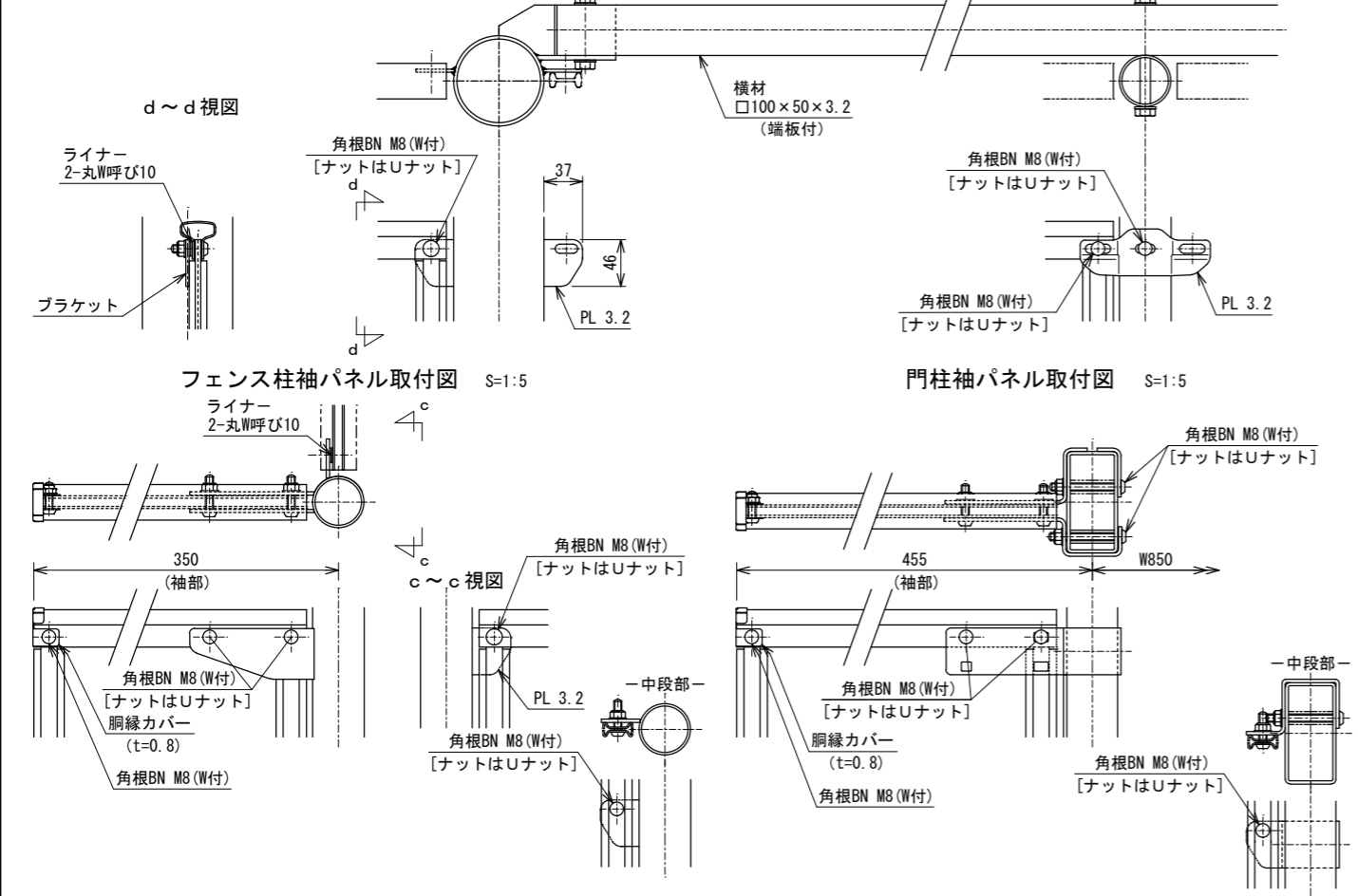


日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
..	建築士登録番号・氏名 一級建築士事務所 協同組合 建築設計団SOU間 一級建築士登録 第234595号 前岡 正伸	系崎小学校塀・フェンス改修工事	フェンス詳細図(1)	1/30	A-05

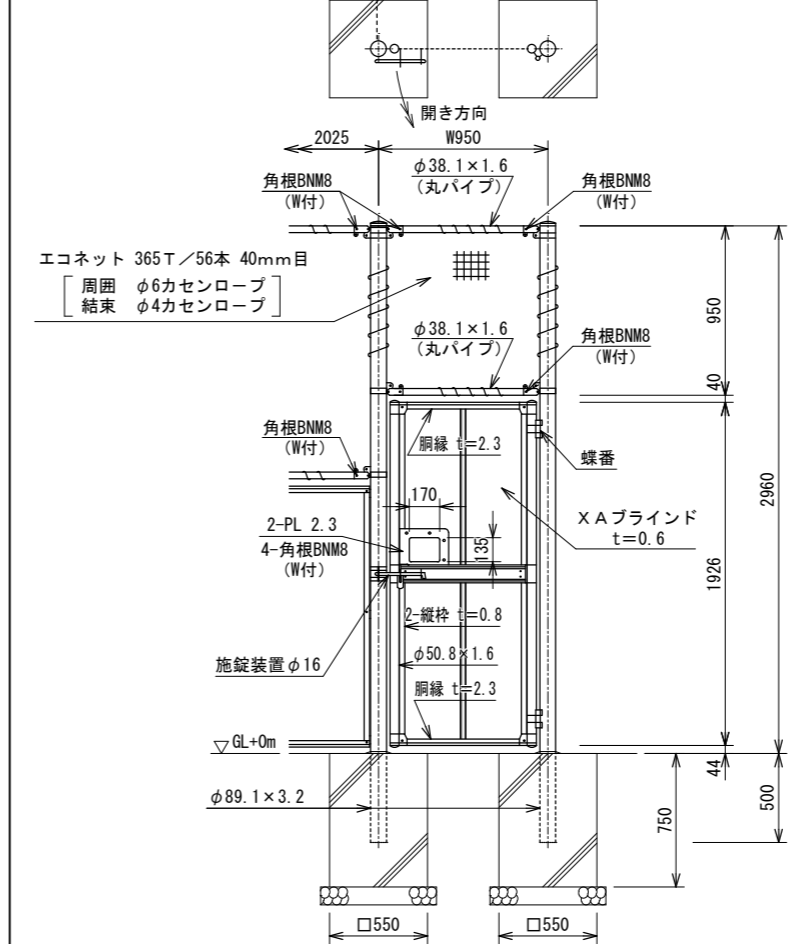


E [長尺部 4.0m及び3.0mスパン] 目隠しフェンス S=1/30
 F [一般部] 目かくしフェンス H2960 (上部H1420 エコネット張り) 用 S=1/30
 G [袖部] 目かくしフェンス H2960 (上部H1420 エコネット張り) 用 S=1/30

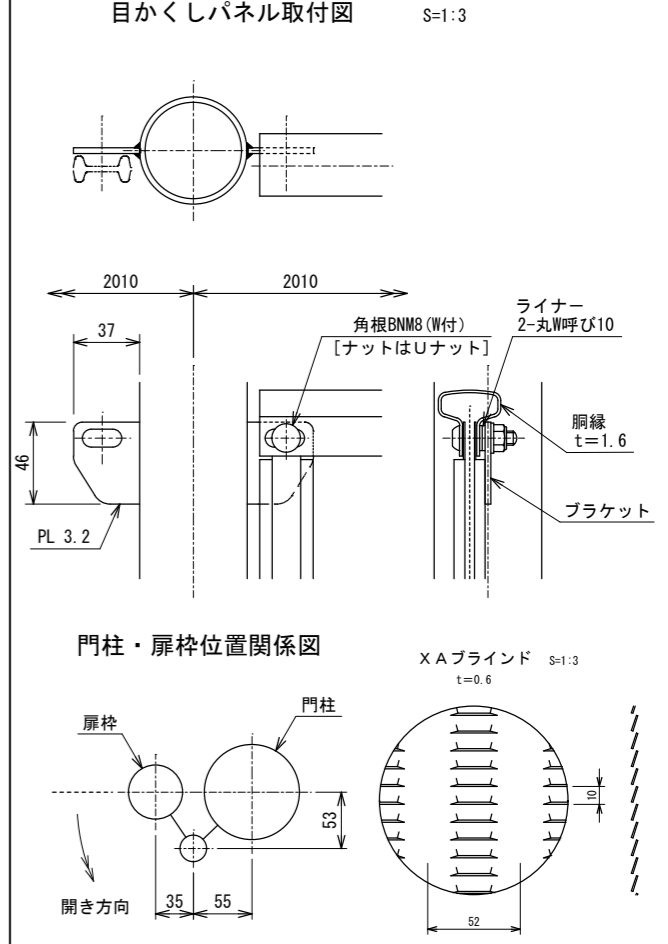
朝日フェンス工業(株) 目かくしフェンス XW-1500-M
 長尺部 横材・間柱及びパネル取付図 S=1/5
 H 目かくしフェンス H2960 (上部H1420 エコネット張り) 用 片開きくぐり門扉H2000×W950 S=1/30
 目かくしフェンス H2960 (上部H1420 エコネット張り) 用 長尺部 横材・間柱及びパネル取付図 S=1/5



目かくしパネル取付図 S=1:3
 門柱・扉枠位置関係図 S=1:3



目かくしパネル取付図 S=1:3
 門柱・扉枠位置関係図 S=1:3

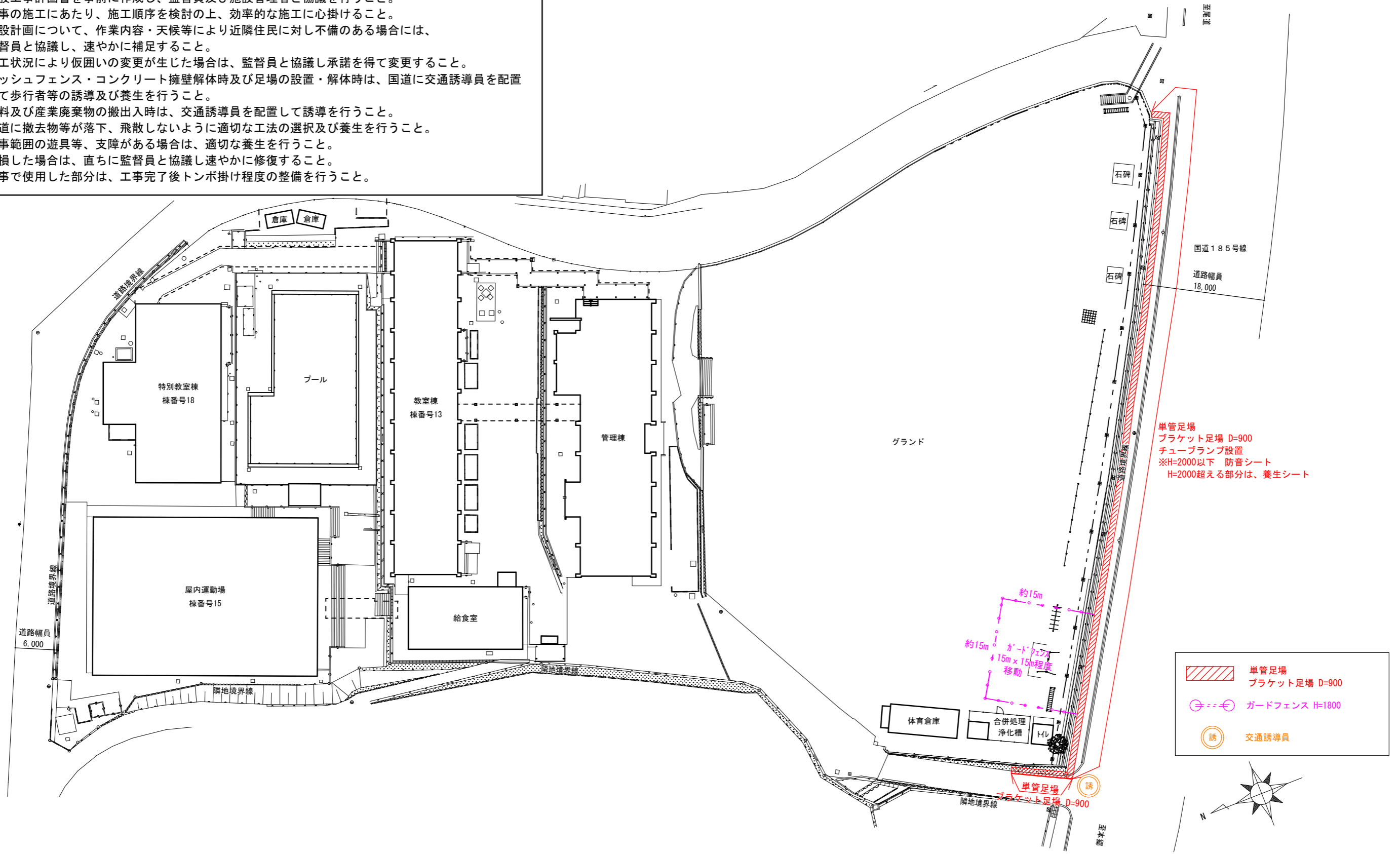


目かくしパネル取付図 S=1:3
 門柱・扉枠位置関係図 S=1:3

日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図番
	建築士登録番号・氏名 一級建築士事務所 協同組合 建築設計団SOU 一級建築士登録 第234595号 前岡 正伸	糸崎小学校塙・フェンス改修工事	フェンス詳細図(2)	1/30	A-06

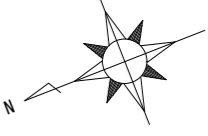
特記事項

- ・本計画図は、指定仮設以外は参考図とする。
- ・本計画図は、足場設置期間中とする。
- ・ハツリ期間及び騒音、塵あい等の発生する作業期間中は、防音シート張りをを行うこと。【指定仮設】
- ・足場は、壁つなぎを設置すること。【指定仮設】
- ・仮設工事計画書を事前に作成し、監督員及び施設管理者と協議を行うこと。
- ・工事の施工にあたり、施工順序を検討の上、効率的な施工に心掛けること。
- ・仮設計画について、作業内容・天候等により近隣住民に対し不備のある場合には、監督員と協議し、速やかに補足すること。
- ・施工状況により仮囲いの変更が生じた場合は、監督員と協議し承諾を得て変更すること。
- ・メッシュフェンス・コンクリート擁壁解体時及び足場の設置・解体時は、国道に交通誘導員を配置して歩行者等の誘導及び養生を行うこと。
- ・材料及び産業廃棄物の搬出入時は、交通誘導員を配置して誘導を行うこと。
- ・国道に撤去物等が落下、飛散しないように適切な工法の選択及び養生を行うこと。
- ・工事範囲の遊具等、支障がある場合は、適切な養生を行うこと。
- ・破損した場合は、直ちに監督員と協議し速やかに修復すること。
- ・工事で使用した部分は、工事完了後トンボ掛け程度の整備を行うこと。



単管足場
 ブラケット足場 D=900
 チューブランプ設置
 ※H=2000以下 防音シート
 H=2000を超える部分は、養生シート

	単管足場 ブラケット足場 D=900
	ガードフェンス H=1800
	交通誘導員



備考	日付	.	.	.	備	建築士登録番号・氏名	工事名	図面名称	縮	縮	図面番号	縮
					考	一級建築士事務所 協同組合 建築設計団SOU間 一級建築士登録 第234595号 前岡 正伸	糸崎小学校塙・フェンス改修工事	仮設計画図(参考)	尺	1/400	A-07	

参 考 数 量 書

工 事 名 称 糸崎小学校塀・フェンス改修工事

工 事 場 所 三原市糸崎五丁目

[工 事 概 要]

用途, 構造, 面積 校舎・鉄筋コンクリート造、3階建て・延床面積1,372㎡ 外

工 事 範 囲 外構工事一式

別 途 工 事 無 し

工 期 契約締結日の翌日 ～ 令和8年10月26日

一 般 事 項

《 工事予算内訳 》 合 計 金 額

〈内 訳〉

区 分	金 額	概 要
-----	-----	-----

設 計 金 額		
---------	--	--

消 費 税 額		
---------	--	--

合 計 金 額		
---------	--	--

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

建築主体工事 細目別内訳

フェンス改修工事		フェンス新設工事		フェンス新設		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【既存塀改修】						
既存コンクリート塀 天端EIL外補修		102	m			
既存コンクリート塀 電柱支線貫通破損 部改修	150×450×200=0.0135m ³ 支線部塩ビ管 50保護 周囲セメント補修	1	カ所			
【フェンス新設】	H = 1500程度					
目隠しフェンス新設 (標準スパン)		80.4	m			
目隠しフェンス新設 (W4.2mスパン部)		1	カ所			
目隠しフェンス新設 (W4.0～3.0mスパン部)		2	カ所			
目隠しフェンス新設 (袖部 L=0.35m 程度)	トレ建物との隙間塞ぎ	1	カ所			
同上フェンス組立費		91.9	m			
片開き門扉 L=455袖付	H1.5×W0.85 東側既存フェンス取合い部	1	カ所			
同上門扉組立費	H1.5×W0.85 東側既存フェンス取合い部	1	カ所			
基礎設置費 (据付含む)	400×600	40	基			
基礎設置費 (据付含む)	600×800	2	基			
基礎設置費 (据付含む)	500×750	4	基			

建築主体工事 細目別内訳

フェンス改修工事		フェンス新設工事		フェンス新設		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
基礎設置費 (据付含む)	400 x 700	2	基			
【フェンス新設】	H=3000程度(西側1周廻り)					
目隠しフェンス新設 (標準パツ)	H=3.0程度 上部、1コネット張	2.7	m			
袖 L=0.5m加算		1	か所			
同上組立費		3.2	m			
くぐり戸	H2000 x W950	1	組			
同上組立費		1	組			
基礎設置費 (据付含む)	500 x 700	2	基			
基礎設置費 (据付含む)	550 x 750	2	基			
【既存防球下部 新設ネット継ぎ足 し】						
端末部材構成		2	本			
中間部材構成		11	本			
コーナー部材構成		1	本			

フェンス改修工事		フェンス新設工事		フェンス新設		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
H2.5ネット構成 4.5m程度		1	か所			
H2.5ネット構成 5.2m程度		1	か所			
H2.5ネット構成 7.3~8m程度		4	か所			
H2.5ネット構成 8.4~9m程度		6	か所			
H1.0ネット構成 6m程度		1	か所			
同上組立費		98.9	m			
防球ネット 部分補修	W2.54m x H1.5m程度 連結口 [○] 含む	7	か所			
同上ネット 取付調整費		1	式			
【その他】						
既存学校看板 取外し、再取付	W4.5m x H0.5m程度	1	か所			
計						

